

平成19年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年3月2日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 発議第 1号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 発議第 2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 発議第 3号 那須塩原市議会事務局条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 発議第 4号 那須塩原市議会傍聴規則の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 選挙第 1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
(選挙)
- 日程第 8 同意第 1号 那須塩原市教育委員会の委員の任命について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 報告第 1号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第10 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第11 議案第19号 那須塩原市副市長の定数を定める条例の制定について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第12 議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第13 議案第24号 那須塩原市支所設置条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第14 議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第15 議案第 1号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)

- (提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第16 議案第 2号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第17 議案第 3号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第18 議案第 4号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第19 議案第 5号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第20 議案第 6号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算(第3号)
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第21 議案第40号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第22 議案第41号 上河内町及び河内町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第23 議案第42号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第24 議案第43号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第25 議案第44号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第26 議案第45号 黒磯那須消防組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第27 議案第46号 大田原地区広域消防組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第28 議案第47号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第29 議案第48号 黒磯那須公設地方卸売市場組合規約の変更について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第30 議案第20号 那須塩原市新庁舎整備基金条例の制定について
(提案説明)

- 日程第 3 1 議案第 2 1 号 那須塩原市男女共同参画推進条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 3 2 議案第 2 2 号 那須塩原市那須野が原西部地区田園空間博物館施設条例の制定について
(提案説明)
- 日程第 3 3 議案第 2 5 号 那須塩原市営バス設置条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 那須塩原市手数料条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 那須塩原市公民館条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 那須塩原市図書館条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 那須塩原市文化会館等条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 那須塩原市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 1 議案第 3 4 号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 2 議案第 3 5 号 那須塩原市妊産婦医療費の助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 3 議案第 3 6 号 那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 4 議案第 3 7 号 黒磯那須地区休日急患診療所設置条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 4 5 議案第 7 号 平成 1 9 年度那須塩原市一般会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 6 議案第 8 号 平成 1 9 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 7 議案第 9 号 平成 1 9 年度那須塩原市老人保健特別会計予算
(提案説明)

- 日程第 4 8 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度那須塩原市介護保険特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 4 9 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 0 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 1 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 2 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 3 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度那須塩原市温泉事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 4 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 5 議案第 1 7 号 平成 1 9 年度那須塩原市簡易水道事業特別会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 6 議案第 1 8 号 平成 1 9 年度那須塩原市水道事業会計予算
(提案説明)
- 日程第 5 7 議案第 3 8 号 訴えの提起について
(提案説明)
- 日程第 5 8 議案第 3 9 号 第 1 次那須塩原市総合計画について
(提案説明)
- 日程第 5 9 議案第 4 9 号 国土利用計画那須塩原市計画について
(提案説明)

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田代哲夫君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局 西那須野 支所長	織田哲徳君
農業委員会 事務局長	枝幸夫君		八木源一君
塩原支所長	櫻岡定男君		

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千本木武則	議事課長	石井博
議事調査係長	斉藤兼次	議事調査係	福田博昭
議事調査係	高塩浩幸	議事調査係	佐藤吉将

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（高久武男君） おはようございます。

本日招集になりました平成19年第1回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会は、議会提出として条例、規則の一部の改正が4件、選挙1件、市長提出として52件の議案が提出されることになっております。議員各位には、慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成19年第1回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は32名であります。



◎議事日程の報告

○議長（高久武男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（高久武男君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に

20番 水戸 滋 君

21番 山本 はるひ 君

を指名いたします。



◎市長あいさつ

○議長（高久武男君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成19年第1回那須塩原市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには何かとお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

平成19年度の当初予算を提案いたします議会の開会でありますので、この機会に那須塩原市長として就任3年目の市政運営について所信を申し述べますとともに、平成19年度予算編成の方針についても申し述べ、議員各位並びに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

政府は、国内の民間需要に支えられた2002年2月に始まった景気拡大局面が、いざなぎ景気を超え、雇用情勢も厳しさが残るものの改善に広まりが見られるとしております。しかしながら、所得の伸びの鈍化や個人消費の横ばいなどから、なかなか景気回復の実感がなく、消費者心理もやや頭打ち感が出ているように感じられます。今後は、企業収益が個人所得の伸びにつながり、個人消費が増加していくことが期待されるところであります。また、直面する課題といたしまして、人口減少問題、格差社会、団塊世代の定年、教育問題など数多くあり、将来に対する不安感はお広がっているという印象はぬぐえないところであります。

一方、地方財政も引き続き大幅な財源不足が生じるなど極めて厳しい状況下であり、より行財政改革を加速させ、重点的かつ効率的な施策の展開

が求められていると考えております。このため、さきに申し述べました現状について、しっかりと目を向け、活力ある那須塩原市をつくるために、現状に応じて積極的に国・県に働きかけることはもちろん、安倍新政権においても地方分権の推進は重要な政策課題として位置づけられ、第2次地方分権改革が始まる年でありますことから、真に責任を持って担える地方分権を見きわめ、地方分権改革に声を出してまいりたいと考えております。そのためにも、不断の改革に努めながら、生活に密着した幅広い行政分野の責任者として、11万5,000の市民のために全力を傾注する所存であります。

3年目の市政運営に当たっても、絶えず市民の目線に立ち、公平、公正を旨として、市の一体感の醸成に努め、また、常に市民の声に耳を傾け、地域資源を生かしていくという私の基本となる考え方は、いささかも変わることはありません。こうした基本姿勢で市政運営に当たり、一つ一つ誠意を持って事業に取り組んでまいります。

次に、市政運営の基本施策であります。昨年度の市政運営方針の中で申し述べましたとおり、新市の視点で論議をし、多くの方々のご協力をいただき、市政運営の方針として、また市と行政が協働でまちづくりに取り組むための指針としての役割もあわせ持つ那須塩原市総合計画を策定してまいりました。この総合計画は本市の将来像である「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」を実現するための、これから10年間のまちづくりの羅針盤で、各部門における各種計画や施策は、これに基づいて実施されるものであります。

次に、平成19年度の基本政策にかかわる主要事業について申し述べます。

まず、「自然と共生するまちづくり」の事業と

して、広域第2期ごみ処理施設整備負担事業では、那須塩原市の3つの清掃センターを統合して、ごみ処理をする広域行政事務組合施行のごみ処理施設設置の負担を行います。また、環境基本計画策定事業では、環境保全及び創造に関する施策を計画的に推進するため、環境基本計画の策定作業を行うほか、赤田霊園第1整備事業では、市民の墓地需要にこたえる対策として5,649平方メートルの区画の造成を行います。

次に、「快適で潤いのあるまちづくり」の事業として、消防コミュニティセンター整備事業では、西那須野町地区、塩原地区に消防詰所を建設するほか、消防自動車整備事業では消防ポンプ自動車の更新などを行い、地域消防防災力の向上を図ってまいります。

また、市営バス運行事業では、既存6路線の拡充と新規1路線を開設し、高齢者、通学者等の移動の負担を軽減いたします。

男女共同参画推進事業では、那須塩原市男女共同参画推進条例を制定し、行動計画によって具体的な施策を総合かつ計画的に推進いたします。

水道事業の老朽管更新事業では、経年劣化で漏水が多発している管を耐久性にすぐれた水道管に更新をし、安全で安心な水の供給を図るとともに、災害時等の市民生活のライフラインの機能を確保してまいります。さらに、危機管理対策事業として、水質検査の強化を図るとともに、水質監視システムの構築を推進してまいります。

「健やかに安心して暮らせるまちづくり」の事業として、障害者自立支援法事業で障害福祉サービスを一元化するとともに、地域生活支援事業の充実を図り、障害者の社会参加や就労支援を促進いたします。

介護保険運行事業では、地域支援事業として要支援、要介護状態になる前の対策としての介護予

防事業、包括的支援事業、高齢者在宅生活安心確保事業を実施してまいります。また、高齢者能力活用センター建設事業では、シルバー人材センター西那須野事業所の老朽化が進んだため、南郷屋に移転新築し、あわせて事業所のエリアの見直しを行い、実施運営の強化を図ってまいります。

健康づくり推進事業では、健康の増進と病気の発病を予防する一次予防の推進を図るとともに、食生活改善推進員の養成も拡大いたします。生活習慣病対策事業でも、各種健康診査の充実を図るほか、健康評価事業を取り入れた生活習慣改善指導を強化いたします。

さらに、国民健康保険事業では、市が独自に策定する個別健康支援プログラムにより、個々の被保険者に対し教育、指導を行い、健康に対する意識を高めてまいります。

次に、「安全で便利なまちづくり」の事業として、那須塩原駅北土地区画整理事業では、引き続き道路や下水道の築造と住宅等の移転補償等を行うほか、（仮称）黒磯インター整備関連事業では、周辺地域の活性化と東北自動車道の利便性向上のため、周辺の生活道路を整備いたします。

また、道整備交付金事業では、黒磯地区で2路線、西那須野地区で3路線、塩原地区で1路線の道路新設改良や舗装修繕工事を行います。さらに、3・4・1本郷通り道路改良事業では、JRアンダー工事62.2mを進め、外環状の整備を促進してまいります。

下水道事業では、市街地の生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、污水管渠の整備を行うほか、浸水被害の解消を図るため雨水管渠の整備にも努めてまいります。

「活力を創出するまちづくり」事業につきましては、食育・地産地消推進事業として、小中学校などにおける食育体験と学校給食への地元産農産

物の供給をさらに推進してまいります。

米政策関係では、意欲ある担い手の経営安定を図るため、品目横断的経営安定対策、認定農業者制度の普及、集落営農の組織化などの施策や農業の持続的発展と地域ぐるみの協働活動を支援する農地・水・環境保全向上対策を推進してまいります。

また、農業生産性の向上と生活環境の向上を図るため、県営事業のふるさと農道緊急整備事業で、金沢、高阿津地区の箒川橋梁を整備いたします。むらづくり交付金事業では、鍋掛地区の生産基盤として水路9路線、農道7路線、防火水槽2基の整備を行い、畜産関係では、牛乳の消費拡大や牛肉の地域ブランド化、「那須和牛」を推進してまいります。

観光施設整備事業では、板室地区では観光拠点の整備と観光誘客の推進を図るため、整備事業計画を策定いたします。また、地域再生整備事業では、塩原温泉地区で門前交流広場の整備や温泉街周遊道路を整備するほか、中心市街地活性化推進事業でも、「歩いて生活を楽しめる町にしなすの」を実現するため、市街地の整備改善計画に基づく都市基盤等の整備を行います。

さらに、中小企業融資事業として中小企業者の資金の需要に対応するため必要な資金の融資あっせんを行い、新たに操業支援資金も創設をいたします。

「豊かな心と文化を育むまちづくり」の事業としては、児童生徒の豊かな人間性や社会性をはぐくむため、（仮称）那須塩原市教育研修センター施設整備のための調査研究を進めるほか、学力向上連携事業では、教師の授業力向上を支援するために、大学の先生を講師に招いて校内研修を行います。

また、小中学校連携である生徒指導総合連携事

業では、中学校区を単位として小中学校が連携を図り、義務教育9年間を通して連続した教育活動ができるよう、職員の交流による事業や児童生徒の交流による活動など、さまざまな取り組みを行います。

このほか、地域と連携した学校、安全体制の推進では、児童生徒の学校や地域における安全な生活環境を確保するため、公民館単位として設置された子供安全推進連絡会議における情報交換や学校、地域、行政による安全パトロールを引き続き実施いたします。

さらに、小学生を対象に交流と集団生活による社会力をはぐくむため洋上学習や姉妹都市交流なども予定しております。

生涯学習推進事業では、那須塩原市の生涯学習のあるべき方向を示す推進プランの策定に着手いたします。

次に、「総意と協働によるまちづくり」の事業として、行政評価システム導入事業では、総合計画の施策体系に基づく事務事業結果を振り返り、成果重視の行政を進めるため、推進体制を整備し、平成20年度実稼働いたします。また、車座談議開催事業により、市民と行政の相互理解による協働のまちづくりのため、各地域の個性ある事業を支援いたします。

OA化推進費では、地域公共ネットワーク等の整備を進め、情報格差等の地域問題の解決のため、情報社会に対応した情報基盤の整備を進めてまいります。

さらに、電子入札の導入により公共事業の執行に対する透明性の確保や事務執行の効率を図るとともに、行政サービスの向上にも努めてまいります。また、収納率向上対策として、首都圏収税嘱託員の配置や市県民税、固定資産税、国保税及び水道、下水道料金のコンビニ収納も進めてまいります。

続きまして、平成19年度予算編成に当たりましての基本的な考えを申し上げます。

平成18年度の予算は、キーワードとして安心・安全を掲げ、17年度に計画策定した事業の実施やアスベスト対策、耐震対策など当面の懸案事項の解決を基本としたものでありましたが、平成19年度は、第1に、初年度となる那須塩原市総合計画の具現化、第2に、2年目となる行財政改革大綱、集中行財政改革プランの履行、第3に、平成17年度、18年度に計画策定した部門計画の着実な実施、第4に、既に着手をいたしている継続事業の早期完成などが大きな課題となっております。

これらの課題を解決し、一步でも前に進み、本市の将来都市像である「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」を創設しなければなりません。このため、平成19年度の予算は、事務事業推進のキーワードを着実な前進とし、計画的な事業の推進を初め、部門計画の具現化、安心・安全の確保などを進めることとしています。

また、新たな試みとして、部の主体的な予算編成を助長するため、予算の一部に枠配分方式を導入するほか、ソフト事業において、できるだけ経費をかけずに、職員みずからの知恵と力により事業を実施する那須塩原版ゼロ予算事業として創意工夫事業予算を取り入れるなど、財源の効果的、効率的な配分と住民サービス、住民満足度の向上に寄与する予算とすることを基本に編成をしたものであります。

3年目の市政を担当するに当たり、改めて議員各位と市民の皆さんのご理解を賜り、各般の施策が具現化できますことをお願いいたしまして、私の所信表明といたします。

最後に、今回の市議会定例会に提案をいたしません議案について申し上げます。

今回提案を申し上げます議案は、教育委員会の

委員の任命についての人事案件のほか、平成18年度の補正予算案件が6件、平成19年度の当初予算案件が12件、条例の制定、一部改正の案件が合わせて19件、一部事務組合の規約の変更など協議に関する案件が9件、その他の案件が4件、専決処分報告案件が1件で合計52件であります。

内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（高久武男君） 市長のあいさつが終わりました。



◎会期の決定

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、26番、菊地弘明君。

〔議会運営委員長 菊地弘明君登壇〕

○議会運営委員長（菊地弘明君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営上必要な事項を協議するため、去る2月23日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日3月2日より3月22日までの21日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出される案件は、市長提出議案として人事案件1件、当初予算案12件、補正予算案6件、条例案19件、その他の案件13件、報告1件の計52件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第1号、議案第1号から議案第6号まで、議案第19号、議案第23号、議案第24号、議案第26号及び議案第40号から議案第48号までと承認第1号の合わせて21件については、即決扱いといたします。

即決案件21件と報告1件を除く30件については、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

市長提出による追加議案としては、副市長の選任について、財産の取得について、また、和解協議が調った場合には専決処分の報告が予定されません。これらについては即決扱いといたします。

次に、議員提出案件について申し上げます。

本定例会に提出される案件は、発議第1号から発議第4号、選挙第1号の5件であります。

議案の取り扱いについてであります。これらについては、開会初日の即決扱いといたします。

次に、追加議案について申し上げます。

議員提出による追加議案として、この後述べる陳情の審議いかんによっては、意見書等の提出が予定されますが、その際には即決扱いといたします。

議案に対する質疑は、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は、同一議題につき賛成、反対それぞれ5

人まで、時間は1人10分以内といたします。

次に、会派代表質問、市政一般質問について申し上げます。

会派代表質問は、質問回数の制限はなく、質問の1回目に通告したすべての項目を行うことといたします。また、質問時間は1会派40分以内とし、その残時間については所属議員による関連質問が行えることといたします。

質問通告会派は3会派で、日程上、3月5日に行うことといたします。

市政一般質問は、質問回数の制限はなく、時間は1人40分以内とし、1回目の質問に通告したすべての項目を行うことといたします。質問通告者は12名であり、日程上、3月7日に4名、8日に4名、9日に4名の3日間といたします。

最後に、請願・陳情について申し上げます。

新規に受理した陳情が2件と継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が議会運営委員会における審議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力くださいますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

○議長（高久武男君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月22日までの21日間とし、議案の取り扱い等についても議会運営委員

長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの21日間と決しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長の報告のとおりといたします。

—————◇—————

○議長（高久武男君） お諮りいたします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略をいたします。

—————◇—————

◎発議第1号～発議第4号の上程、

説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第3、発議第1号 那須塩原市議会会議規則の一部改正についてから日程第6、発議第4号 那須塩原市議会傍聴規則の一部改正についてまでの4件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号から発議第4号までの4件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

26番、菊地弘明君。

〔26番 菊地弘明君登壇〕

○26番(菊地弘明君) まず、発議第1号 那須塩原市議会会議規則の一部改正について及び発議第2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について提案のご説明をいたします。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会関係の例規を改正するものであります。

主な改正点は、議長による常任委員の選任、委員会の議案提出権、議長による議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任、会議録の作成等に電磁的記録を加えるなどの改正をするものであります。

続いて、発議第3号 那須塩原市議会事務局条例の一部改正について提案のご説明をいたします。

本案は、地方自治法の改正に伴い条文中の用語等を改正するものであります。

続いて、発議第4号 那須塩原市議会傍聴規則の一部改正について提案のご説明をいたします。

本案は、標準市議会傍聴規則に沿って条文中の用語等を改正するものであります。

以上、4件についてよろしくご理解の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案のご説明といたします。

○議長(高久武男君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長(高久武男君) 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長(高久武男君) 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

発議第1号から発議第4号までの4件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎選挙第1号

○議長(高久武男君) 次に、日程第7、選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

本件は広域連合組合規約に基づき、広域連合議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りをいたします。

選挙第1号については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決します。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長において指名することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(高久武男君) 異議なしと認めます。

よって、議長より指名をいたします。

選挙第1号 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、次の2名を指名いたし

ます。

市長、栗川仁君、議長、高久武男、以上指名いたしました諸君を栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人として決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、選挙第1号については、ただいまの指名のとおり当選人と決定しましたので、告知をいたします。

—————◇—————

◎同意第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第8、同意第1号 那須塩原市教育委員会の委員の任命についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 同意第1号 那須塩原市教育委員会の委員の任命について提案の説明を申し上げます。

本案は、那須塩原市教育委員会委員のうち3月23日をもって任期が満了する木下智雄氏の後任として神島仁誓氏を、3月31日をもって辞職される渡辺民彦氏の後任として井上敏和氏をそれぞれ新たに委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものであります。

今日の学校教育は、いじめ、自殺、不登校、学力向上対策など多くの課題を抱えており、心の教育の推進に当たっても、学校、家庭、地域が一体となって推進していくことが求められております。

神島氏は、26年間県立高校の教壇に立ち、生徒の勉学指導に力を発揮され、今の教育行政に何が必要かを身をもって感じておられる方であります。また、井上氏は教育者としての経験が豊富で、教育行政に対する見識も深く、人望が厚い方であります。お2人とも本市の教育行政を担っていただくにふさわしい方と考え、ご提案を申し上げるものであります。

なお、井上氏の任期につきましては、前任者の残任期間となります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第1号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

—————◇—————

◎報告第1号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第9、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。本案について報告説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） 報告第1号につきましては、地方自治法の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げるものであります。

議案書は82、83ページ、議案資料はございません。

本件は、平成18年12月31日、那須塩原市下厚崎地内において発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、普通乗用車が走行していたところ、路面のくぼみにより車体が破損したものであります。両者協議の結果、市側60%、相手方40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金2万5,422円を支払い、今後、この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立をいたしました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第10、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） ご説明を申し上げます。

承認第1号 平成18年度那須塩原市一般会計補

正予算（第4号）の専決処分についてご説明を申し上げます。

議案書は81ページ、議案資料は100から101ページとなります。

今回専決処分をいたしました補正予算は、平成19年4月8日執行予定の栃木県議会議員選挙に係る予算の追加のほか、黒磯那須消防組合及び大田原地区広域消防組合に対する負担金を変更するものであります。

歳出では、2款総務費の栃木県議会議員選挙費に県の指示を受けポスター掲示場の区画をふやすため、掲示場設置に関する委託料171万円を計上いたします。

また、9款消防費は、黒磯那須消防組合に対する負担金については、早期退職者の増加に伴う退職手当組合特別負担金979万2,000円の追加、一方の大田原地区広域消防組合は、組合職員の給与費や備品購入費などの決定に伴い不用額が生じるため、組合に対する負担金358万1,000円を減額いたします。このことで、消防費は差し引き621万1,000円の追加補正となります。

これに対する歳入は、15款県支出金に栃木県議会議員選挙費委託金171万円を計上いたしますが、なお621万1,000円の不足額が生じるため、歳出14款予備費を同額減額することで、歳入歳出補正額をそれぞれ171万円としたものであります。このことで、平成18年度那須塩原市一般会計予算総額は415億6,923万3,000円となります。

なお、栃木県議会議員選挙のポスター掲示場の設置及び撤去に関する業務については、債務負担行為を設定しておりますので、今回の補正額171万円を追加し、限度額を805万3,000円に変更いたします。

また、これらの補正は緊急を要するため、地方自治法第179条の規定に基づく専決処分を行います。

したので、ご承認くださいますよう、よろしくお
願いを申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

承認第1号については、原案のとおり承認する
ことで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

—————◇—————

◎議案第19号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第11、議案第19号 那
須塩原市副市長の定数を定める条例の制定につい
てを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第19号 那須塩原市副
市長の定数を定める条例の制定について提案の説

明を申し上げます。

議案書20ページでございます。

さきの地方自治法の一部改正により、平成19年
4月1日から、市町村では従来の助役にかえて副
市長を置くこととされ、この定数は条例で定める
こととなります。本市におきましては、地方分権
の推進や行政分野の拡大、さらには市の役割、責
任の増大を考慮し、適切な行政判断のできる体制
を構築するため、副市長の定数を2人といたした
く、那須塩原市副市長の定数を定める条例の制定
について、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くだ
さいますようお願い申し上げ、提案の説明といた
します。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

12番、早乙女順子議員。

○12番（早乙女順子君） では、まず副市長を条
例により2人にするという理由、地方分
権の推進等理由を述べられていましたけれども、
具体的に那須塩原市におきまして、条例により2
人にするに至った経過というようなことをお聞きす
ると同時に、副市長を2人置いたところに担わ
せる役割というようなものを、具体的にどうい
うことを担わせるか、ただ2人置いてということよ
り、役割分担というのを考えられているのだと思
いますので、その役割分担がわかりましたらお教
えください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） ただいま副市長2人制につ
いての提案を申し上げたところでございます。状
況については、説明のとおりでございますけれど
も、これらの役割分担につきましては、当然規則

で定めていきたいというふうに考えておりますが、これから2人制が認められた場合に、それらの方向性を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 私は、規則で今後役割分担を決めていきたいというのはわかるんですけども、まず、具体的にどのようなことをさせたいというふうに考えておこうとしているのか。

全協なんかのときには、市長はお忙しいので1人で、今まで収入役と助役と3人で手分けしていたような、それはある意味対外的な部分のところも3人で手分けしてやっていたことも、収入役は廃止ということになるしということ、それを考えたようなことを全協ではお話しになっておりましたけれども、そのほか市役所の市の行政の中で、いわゆる行うような部分のところ、市民に関係するような部分の掌握は1人とか、そういうようなことを具体的には聞いたかったわけですけども、そのような具体的な部分のところの役割分担みたいなものはお考えにはなっていないで、2人ということに提案なさってきたのかどうか聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 2人制を敷くということで提案をいたしておるところでございますけれども、当然、これは2人制のいい点もあるわけでございますし、先ほど提案で申し上げた内容等でございますけれども、やはり市民のサービスの向上というものを踏まえまして、これから先、この2人制についての事務分担というものをきっちと定めていきたいというふうに思っております。

幾つかの考え方はあるわけでございますけれど

も、それらについても今後煮詰めまして進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

内容等、本会議でございますので、公表しますと不都合が出てしまうということもございまして、決定をいたしましたら条例等でそれらをきっちと定めますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） ちょっとしつこいようなんですけども、もう一度聞かせてください。

2人副市長を置くということを市長が1人で、じつと1人でどうしようと考えたのではなくて、どこかの政策を担うような担当課とか助役とか収入役とも相談したんでしょうけれども、そういうようなものを相談するような部分として、市長が個人的に2人を置こうというふうにトップ判断で決めたという以外に、何か内部の中で正式に議論をするようなことを行って2人置こうというふうに執行機関の庁内会議のところであるとか、どこかでそのようなものを正式に議論したところがあるのかどうか。それとも市長がもうトップの考えで2人置くんだと決めて、それでそれに従って事務分担は指示して、どういうふうにするか決めてくれというふうにしたのか、その辺の2人置くということになったことのプロセスをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 2人置くプロセスについてということでございます。

この2人制を敷くということについては、私も当然そういう考え方に立っておりました。と申し上げますのは、合併をいたしましてまだ間もないということで、大変各地域に顔を出す機会も、こ

れまでも多かったところでございます。当然今までの中でも収入役さん、あるいは教育長さんまで市長代理ということで、さまざまなものをお願いしておったところでございます。

そういう意味でも、2人制を敷いていかなければならないのかなというふうな考えを持っておりまして、当然特別職の方々には、今後の考え方としてどういうものがあるかということで相談を申し上げたところでございます。

あとは、特に相談をしたというのは、人事関係の職員等との打ち合わせの中で方向性を示して、今回提案をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第19号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第24号及び議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第12、議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等について、及び日程第13、議案第24号 那須塩原市支所設置条例の一部改正について並びに日程第14、議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についての3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号及び議案第24号並びに議案第26号の3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第23号、第24号並びに第26号の3件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等について提案のご説明を申し上げます。

議案書は32ページから34ページ、議案資料は54から58ページとなります。

本案は、昨年6月に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する12件の条例につきまして、条例中で引用しております条項の整合を図り、字句の置きかえなどを行うため1件の条例で一括して改めるものであります。

次に、議案第24号 那須塩原市支所設置条例の一部改正について提案のご説明を申し上げます。

議案書は35ページ、議案資料は59ページとなります。

本案は、平成19年4月1日から塩原支所を中塩原地内の新庁舎に移転し業務を開始するため、条例に規定する塩原支所の位置を変更するものであります。また、これに伴い那須塩原市公告式条例に規定されております塩原支所の位置につきましても、あわせて変更をするものであります。

次に、議案第26号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について提案のご説明を申し上げます。

議案書は37から38ページ、議案資料は61から63ページとなります。

本案は、人事院規則の改正に伴い、休憩時間を現在の45分から1時間とし、15分の休息時間を廃止すること、また、小学校に就学している子のあたる職員の場合であっても、一定の条件の場合に早出、遅出勤務の対象とすること、さらに、障害者自立支援法の施行に伴い用語を整理すること、これらのための所要の改正をするものであります。

また、この条例の改正に伴い、関連する那須塩原市職員の給与に関する条例及び那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例をあわせて改正するものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第23号及び議案第24号並びに議案第26号の3件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第15、議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第1号 平成18年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）について提案の説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料3ページでございます。

今回の補正は、国の補正予算に伴う対応を行う

ほか、年度末を控え、各種事務事業にかかわる事業費決定などに伴う予算整理を行うものであります。

これらの主な内容につきまして、歳入から申し上げます。

まず、12款分担金及び負担金であります。自立対策・生活支援事業負担金などは、対象者の減少に伴い減額を行いますが、広域入所受託分担金など他市町村からの負担金が見込まれるため、差し引き68万6,000円を増額いたします。

また、16款財産収入でも西大和地区の代替地売り払い収入などの計上で5,947万6,000円を増額、さらには、20款諸収入においても、栃木県市町村振興協会からの交付金や生活保護費に係る返還金などの計上で3,775万7,000円を増額補正を行います。

しかし、1款市税のたばこ税では、たばこ税の改正や健康志向等によるたばこ離れなどの影響で6,190万円の減額、また、14款国庫支出金及び15款県支出金でも、補助対象事業費の決定などに伴い国庫支出金で1,753万2,000円、県支出金では1億489万7,000円の減額補正とします。

さらに、18款繰入金においても、基金繰入事業費の決定等に伴い3,044万7,000円の減額となります。

このほか21款市債では、起債対象事業費の決定などに伴い2億2,150万円の減額となることで、歳入全体では差し引き3億4,554万5,000円の減額補正を行います。

これに対する歳出は、3款民生費では保育園臨時職員費の児童手当費などで不用額を減額するものの、在宅福祉事業費補助金や生活保護費負担金など平成17年度に交付された事業費補助金の精算に伴う返還金の計上などで、2,338万7,000円を増額いたします。

次に、7款商工費は、西大和地区代替地の売払収入を中心市街地活性化基金へ積み立てることなどで5,017万8,000円を増額、また、10款教育費では、国の補正予算に伴い増額交付されることになった市町村合併補助金を活用し、平成19年度に実施を予定した小中学校の耐震診断や黒磯文化会館大ホールの照明設備改修工事の前倒しの実施や不足が見込まれる三島体育センターテニスコート用地取得に係る立木移転補償費の計上などで1億8,035万3,000円を増額補正を行います。

一方、2款総務費は不足が見込まれる新例規システム登録作成料のほか、生活バス路線維持費補助金などの計上で増額いたしますが、防災対策推進費や広報活動費、市営駐車場・駐輪場管理費などで不用額が見込まれるため、総務費全体では2,116万6,000円の減額補正となります。

次に、4款衛生費は、助成対象者の決定や業務委託料の確定等を踏まえ、子供医療費助成事業費や浄化槽設置整備事業費、ごみ収集費などを減額することで6,612万9,000円の減、また、6款農林水産業費では、県単土地改良事業費や農村振興総合整備事業費など、今年度の事業費が決定したことに伴う整理などで5,628万9,000円の減額補正を行います。

さらに、8款土木費は国の補正予算を受け、本郷通り道路改良事業費を増額いたしますが、下水道事業費の決定などに伴う特別会計に対する繰出金の減額や市街地再開発事業、(仮称)黒磯インター整備関連事業、西那須野地区まちづくり交付金事業など今年度の実施事業がほぼ固まったことによる不用額の削減で、1億6,609万円の減額補正を行います。

このほか11款災害復旧費で西那須野地区における公共土木施設災害復旧事業の決定に伴う整理で、688万1,000円を減額いたします。

これらのことで、歳出補正額は差し引き6,263万7,000円の減額補正となります。

この歳出補正額と歳入補正額を比較したとき、歳入に2億8,290万8,000円の不足額が生じるため、14款予備費を同額減額することで、歳出補正額を歳入補正額の3億4,554万5,000円とするものであります。

これらにより、平成18年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額は412億2,368万8,000円となります。

なお、これらの補正の詳細につきましては、別添の平成18年度3月補正一般会計予算執行計画書のとおりであります。

また、市営バス運行業務委託につきましては、平成19年4月からの事業実施を踏まえ、債務負担行為を徹底するほか、(仮称)三島学校給食共同調理場改築工事は、事業の進捗を考慮し債務負担行為を取り下げます。このほか、畜産基盤再編総合整備事業のほか18件につきましては、事業の年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定させていただきました。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

○議長(高久武男君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

16番、吉成伸一君。

○16番(吉成伸一君) それでは、予算執行計画書から質疑をさせていただきます。

私が今回一般質問にも関係していますので、8款土木費、13ページになります。

ここの2項3目の道路新設改良費の中の黒磯地区市単独道路整備事業、この中で学校橋の予備設計が今回、予算が削られるということで、この経緯をご説明願えればと思います。

続きまして、10款教育費、16ページになります。

先ほど市長の説明もいただいているんですが、この中で小学校及び中学校の耐震診断ということで、今回小学校においては校舎12棟、それから屋内運動場15棟、中学校においては校舎9棟、それから屋内運動場が4棟ということで耐震診断を行いますということなんですが、具体的にどの小学校、中学校なのか。

それから、3年間ということですから、今後随時進めていくんでしょうが、これの財源として、市町村合併による国の補助金が出ているわけですが、これは合併市町村のみに与えられる予算枠なのかどうかもあわせてお聞きをいたします。

それから、同じく10款、17ページになりますが、5項6目の文化会館費の中の黒磯文化会館なんですが、これも先ほど市長から説明をいただいたわけなんですが、大ホールの照明の建設改良設計、及び工事請負費ということで、それぞれ予算計上がなされています。どのような工事になるのか。それから、その工事期間がどのくらいかかるのか。また、その時期、本来であれば年間を通して事業をやっているのであれば、当然そこで事業費が削られるわけですね。その経緯をご説明願いたいと思います。

以上、3点です。お願いいたします。

○議長(高久武男君) 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長(向井明君) 黒磯地区単独道路整備事業の中の委託料の600万円の減額の件でございますけれども、これに関しましては、当初予算に計上をした後、県の方におきまして熊川の河床整備、河床を1.5メートルから2メートルほど掘り下げて水路を整備するということになりまして、そういったこともありましたので、それとあわせて橋の整備をした方が経費的にも経済的にもよいだろうということで、今回減額としたところでご

ざいます。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私の方からは、合併市町村の国庫補助金の関係についてお答えを申し上げます。

この補助金につきましては、合併に伴い必要となる事業として、市町村建設計画に位置づけられた事業の経費に関して国から補助金として来るものでございまして、本市に割り当てられた交付額は4億5,000万円でございます。これが当初5年間をもって交付される予定でありましたけれども、国側の補正予算の関係で、3年間で措置するというものでございまして、今回1億5,000万円を補正計上するものでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 耐震の関係でございます。

小学校が、校舎でございますけれども8校で11棟、そして体育館が14校の14棟、それとプラスしまして旧上塩原小学校、それと幼稚園ということでございます。中学校につきましては、校舎でございますけれども3校の9棟、そして、体育館につきましては4校の4棟、こういう内容になってございます。

それと、文化会館の照明の改修でございます。この照明につきましては、建築後20数年たって、まだ手をつけていないと、こういう状況でございます。貸し出しに支障を来すということでございまして、今回改修をする予定でございます。

そういう中で改修の期間でございますけれども、一番貸し出しの少ない部分ということで、来年の1月から3月、3カ月をかけて行いたいと、このように考えております。

内容につきましては、照明、要するに現在ある

規模のものを全部改修する、このように考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） それでは、学校橋の件なのですが、当初で予備設計をやるということで予算計上されたわけですが、実際に県の方が河床整備をするというお話は、いつごろ来たんでしょうか。当然、後だったという理解でよろしいんでしょうか。それが1点です。

それから、耐震の方なのですが、ことしに関してはそういうことですが、当然来年、再来年と3年間続いていくわけでしょうから、その計画も今の段階である程度考えているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

それと、文化会館の件なのですが、工事期間が1月から3月、貸し出し利用が一番少ない時期ということになるという説明だったわけですが、文化会館に関しては、当然市の方から管理運営事業費ということで1億円とか8,000万円とか、そういった形で従来出てきたと思うんですが、18年の当初は1億円を超えていたと思うんですが、今回8,000何がしの事業費になっているわけですが、それは、当然この1月から3月の事業の目減りを考えて、今回そのような当初の予算になったのか、これと関係するので、あわせて聞かせていただければと思います。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 県の方から私どもにこれらの提案がありましたのは、18年5月ごろと記憶しております。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 耐震につきましては、先ほど答弁したわけですが、申しわけございません。実は3年計画ということで考えており

ましたけれども、18年度はもう終わってございます。19、20年につきましては、今回の補正の中ですべてやりたいと、このように考えております。

それと、文化会館の問題ですけれども、これは多分減っている部分については、指定管理者でやっております。そういう中で人件費等の関係で減っておるんだと思いますけれども、そのほか需用費等々については目減りを考えて予算編成をしたわけでございませぬので、通年の考え方でありませぬ。よろしく申し上げます。

○議長（高久武男君） ほかにございませぬか。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） では、まず補正予算のところの民生費のところの歳入のところ、民生費国庫負担金のところで障害者自立支援法の負担金が減っているということから考えて、障害者自立支援法になってから利用控えが起きているのではないかということをご心配していたんですけども、この辺の減額があるのは、そういうことから起きていることなのかどうかということをごひとつ聞かせてください。

それと、全員協議会の中で三島学校給食共同調理場の改築工事に関して、今回も実際に債務負担行為を廃止しということが起きておりますけれども、全員協議会のところで、実際に工事が延びたという原因になってしまった工事設計書ができ上がってきたものと予算が余りにも隔たりがあり過ぎてということで、もう一度工事の設計を再度やり直すということになるときに、実際にやり直したら1,600万円かかってしまうのではないかと、もう一度新たに入札をして、させるのがどうかというやりとりを全員協議会のところでやったと思うんです。そのときに、随契でやって、今やっている業者にもう一度やらせれば、少し経費は削減されてということになったら、随契でや

るのかどうかということで聞きましたときに、まだ随契でやるかどうかは決まっていないうふうにおっしゃっていましたが、議案資料の6ページのところで見ますと、ここで繰越明許費のところには566万円というものが載っております。この金額から推測しますと、随契でやるのではないかと、何であるときに随契を考えているというふうにおっしゃらなくて、あいまいになさったのかなという、そのときにこの金額が出てくると、随契以外では考えられないんですけれども、なぜあのときに言わなかったのか。言わないなら、なぜこの金額がここに出てきたのかということをごひとつ教えてください。

それと、この設計がきちんとできるかどうかということもちょっと心配、もう一度同じ業者にやらせるということになったときには、その辺ができるかどうか心配なので、この繰越明許費を出したということと、あわせてその辺のところも随契にするということを決めたら検討したのかどうかあわせて聞かせてください。

それと、一つ整理をしたいので、この学校給食に関する予算というものが、総予算というのを幾らにして、それで実際に使った金額、今回の補正予算のところでも、学校給食のところの補正で工事請負費の減額があると思うんですけども、この減額というのは、要するに抜根、整地をしたものの、確定して残ったものの金額だけなのかという、お金の流れが何かこんがらがってしまっているんです。ですから、債務負担行為をやめたことと、繰越明許費にかかっているものと、あと、今そちらに手持ちで使えるお金がどのくらい残っているかと、学校給食の普通の運営の部分は構いませんので、最終的に整理したらどういう状態に今あるのか。それで、合併特例債なんかのところも、実際に債務負担行為を廃止しましたので、合

併特例債でやろうとしていたものを減額にしていますよね。だから、その辺のところをちょっと整理して、お金の流れ、変更を説明していただけないでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

民生費の国庫負担金、それから国庫補助金、県の負担金と減額になっておりますけれども、これについては利用控えということではなく、障害者関係で旧法、それから支援費、自立支援法の関係がまだまだすっきりしておりません。9月にも12月にも同じような減額補正、増額補正をしたところでありまして、今回、年度内の補助金の調整を行ったということです。

以上です。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 三島の学校給食調理場の話でございますけれども、総事業費ということでございますので、ちょっと調べさせていただきたいと思います。

ただ、今回載っています債務負担行為の額、取り下げの額でございますけれども、8億何百万、これにつきましては工事費、いわゆる給食本体の工事費と、そして車庫と外構を含んでいる額でございます。ですから総事業費といいますと、それにプラス用地費、造成費等が入ってくるということでございます。

それと、15ページの減額の関係でございますけれども、当然これは整地と抜根工事をして、入札をした残ということでご理解をいただければと思っております。

あと、設計委託の関係で業者が同じだと心配だと、こういう話がありました。これは、全員協議会の中でもご説明したと思っておりますけれども、業者

の方に重大な瑕疵があったという話ではありません。あくまでも市の側が、そういうことで指示をしたのがそういう結果になったと、こういうことでございますので、その辺の心配はないかと、このように思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 今、ここでお金の流れが債務負担行為をしたり、やめたりということで、では、現在今回の業務委託で566万円というお金は、要するに今年度の予算でとってあるわけですよ。そうすると、これというのは新たに補正を組まなくてもあったという、そういう理解でよろしいでしょうか。

それがちょっと補正に新たに出てきている、今まで1,600万円かけて1回設計をしたわけですよ。その設計が実際には使い物にならないということで、もう一回設計し直す金額が566万円ということで、その金額自体は実際に今までの予算の中で持っていたので、別に今回の補正に新たに載ってくるということでないというふうに理解してよろしいですよ。

それで、全員協議会のところで、その辺の質問のところにならな設計費がどのくらいかかるのかという、もう一回やり直す金額というのがどのくらい負担が発生してしまうんだろかということを知りたくて、あのとき資料を説明されたのは、当日に渡された議案資料なんかをよく見る暇はなく、そのお話に入って行ってしまったので、ここで繰越明許費のところの566というふうに、実際に金額が書いてあったわけですよ。この金額を算出するということの根拠、設計業者に瑕疵はなかったということで、もう一回設計をし直すということなんだと思うんですけども、それはもう執行者側がきちんと業者を使い切れなかった、コ

ンサルを使い切れなかったということに問題があって、新たな設計費がかかってしまうということになったわけですが、この566万円というのは指名競争入札でもう一回かけたら、こんな金額でできませんよねということを、この間も言ったと思うんですけれども、この金額の根拠を教えてください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） 今回の566万円の明許繰り越しの件でございますけれども、これに関しまして、設計に関しましては、とりあえず前の設計をしていただきました業者さんにおきまして、そういったデータをほとんど保有しているということでございますので、そういったものを利用すれば、安く上がるということで、今回随意契約という方向に進めたいということでございます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 説明が不足しまして申しわけありませんでした。

今回の566万の財源につきましては、当初の設計委託料が1,670万何がしということでございます。予算上、執行残が約1,000万近く弱ございますので、それを充てて今回の委託料に充てると、こういうことでございます。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私の方からは、先ほど答弁を保留しておりました合併特例債の関係についてお答えをいたしますけれども、三島学校給食共同調理場、仮称でございますけれども、この整備関係に対する合併特例債の充当ですけれども、平成17年度の中で9,410万円、それから、平成18年度で5,470万円ほど予定をしております。これは、まだ借入れ時期が確定しておりませんので、確定すればそういう形になるということで、

予定でございます。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） そうすると、この新たな三島調理場の工事設計業務委託というのは随契でやるということによろしいわけですね。随契でやる場合、工事はそれなりの理由をきちんとつけないと随契ではできませんよね。そうしたときに、前にやっていたデータとかを持っているからというので、その随契にするということの理由というのは成り立つものなんでしょうか。

前に持っていたデータでいいということになった理由というのか、そこまでも責任を明らかにした上で前に持っていたデータとしないと、私たちは全協でやりとりはしていますから構わないんですけれども、市民にとっては、1,600万円の設計費を1回使ってしまったわけですよ。それをもう一回設計し直して、566万円といえども、また負担がかかって、それがきちんとした設計がなされていて、ちゃんとしたコンサルを使ってやられていたならば、もうこの566万円というのは発生しなかったものなわけですよ。ですから、そのところをきちんと明確に、どういうことが起きていたのかを言った上で、それで、業者の方に瑕疵がなかった。それで、業者は新たに指名競争入札なり一般競争入札でやるよりも、今までのデータを持っていたので安くなるということになると思うので、その前段でどうしてという部分のところがないと、繰越明許費ももちろんですけれども、その前の前提として、この金額は随契でやるという金額ですので、その随契でやるということの理由づけ、それがないとやたらにやってはいけないものだと思うんですけれども、その辺のところをきちんと、どういうことが起きて、どういう責任があつて、どういうことになって債務負担行為でやらなければならないようになったという部分のところ

を、ちょっときちんと整理して答えていただけますか。

そうしたら、それは納得しないと、どこに問題があって、二重にお金をかけてしまったわけですから、そのところを明らかに、全員協議会の場では話しましたが、やはり議案審議でそのところを明らかにした上で、そして、それでも必要だからこの繰越明許を認めようということになります。ですから、その辺を明らかにしてください。

○議長（高久武男君） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（向井 明君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、業者の方にはそういった瑕疵はないということに進めたわけでございますけれども、全体といたしまして、再度入札という形になりますと、大体前と同じくらいの1,600万何がしのお金がかかってしまうということになります。

先ほどもちょっと申し上げましたが、面積を縮小するとか、そういった形での整備という形になりますので、金額的には7億4,000万円、前の金額ですけれども、そういったもので以内におさめると、そういったことになると、やはり面積の縮小、それからあと機械設備、それからランニングコストを下げるとか、そういったことになります。

そういったことから、何度も申し上げるようで申しわけございませんが、データを保有していますそういった設計屋さんをお願いした方が安く上がるということで、今回は随意契約という形にさせていただくという考えでおります。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 要するに原因がどうなんだという話がされました。これは、全協でも申し上げたとおり、内部の連絡体制が悪かったとい

うことでございますので、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（高久武男君） 次に、10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 同じく執行計画書の中から10ページです。

3款民生費の2項児童福祉費の中の2項7目の児童手当費の減額3,600万円、それに続きまして3項2目扶助費の生活保護費4,500万円、あとお隣のページの4款衛生費、母子衛生費の扶助費の減額4,000万円、これの根拠をお知らせいただきます。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

児童手当、それから子供医療費の助成関係ですけれども、これについては、実績による減額ということになります。

次に、生活保護費の関係ですけれども、17年度の実績による返還金、それに過日説明いたしました不正支給の関係の返還金が217万2,000円ここに含まれておりますので、このような額になっております。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 児童手当なんかは、やはりある程度の人数が決まっているわけですから、ある程度の申し込み漏れとか、公募の仕方のちょっとPR漏れなんか考えられるんですけども、この辺はいかがですか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑ですけれども、十分に広報等、PRについては努めてきたつもりでおります。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、1点だけ質問いたします。

補正予算の執行計画書の8ページ、2款1項1目と3目にある印刷製本費のことなんですけれども、175万円と918万1,000円の減額の内容をお知らせください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） それでは、私からは広報活動費の印刷製本費、広報なすしおばらの減額について説明を申し上げます。

当初、5日号、20日号の2つの号がございまして、この2つについて市内の業者を指名いたしまして、入札を執行しております。当初執行しました後、ページ数について毎号やはり増減がございまして、そういったものにつきましては、実際、変更契約というふうなもので対応していくということで対応してきた経過がございまして、そういった中で、3月に入りまして最終的にある程度めどが立ったということで、当初予算に対しまして、この918万1,000円不用額という形になりました。そういったために、今回補正減額をさせていただくということでございます。

○議長（高久武男君） 次に、総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 国民保護計画策定と水防計画の印刷関係でお答えをいたしますけれども、国民保護計画の策定については、入札、執行による実質的の減ということでございまして、水防計画につきましては、発注前に精査したところ、庁内の印刷で十分対応が可能ということで、予算は計上いたしますけれども執行しなかったということで、合わせて175万円の減額補正でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 執行計画の17ページです。

三島体育センター管理事業の中の立木補償771万円計上されておりますが、この内容はどのような計算でこのような金額になったか。あと、この立木の種類、これをお知らせください。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） これは、当初、用地ということで用地交渉が始まったわけでございます。そういう中で、相手方が木が生えているだろうと、こういう中で、どのくらいが妥当かという話は別にしまして、なるべく私の方は交渉の中で下げていただくと、こういう努力をした結果、これでいいだろうという話になった金額が771万円と、こういうことであります。

それとあと、種類の関係ですけれども、確実な本数はいずれにしましても約200本でございます。それが、約9割は松でございます。そのほか桜、あるいはヒノキ、そういう関係が若干あると、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 松ということで200本、それで771万円ということで、これは金額の出し方として1本幾らとか、あるいは石数で出したとか、そういった根拠をお知らせください。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） その根拠につきましては、ただいま申し上げましたけれども、1本幾らというふうには出してございません。いわゆる土地の値段と向こうの言い分といいますか、そういう中でプラスアルファがあったと、こういうことでございます。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第16、議案第2号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） ご説明を申し上げます。

議案第2号 平成18年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書は3ページ、議案資料は7から8ページとなります。

今回の補正は、年度末を控え、決算を見込んだ事業費等の過不足調整を行うものであります。

歳入につきましては、1款保険料は決算見込み増により3,279万7,000円、歳出の一般管理費介護

保険システム改修事業費見合いの財源である3款国庫支出金のシステム改修補助金に追加内示額の109万7,000円、5款県支出金は、県負担金変更交付決定により介護給付費負担金6,154万4,000円、及び7款繰入金の財政調整基金851万3,000円それぞれ増額となりますが、3款国庫支出金の介護給付費負担金で9,927万3,000円、4款支払基金交付金の介護給付費負担金で1億3,846万3,000円、地域支援事業支援交付金で105万2,000円それぞれ減額となり、歳入は差し引き1億3,483万7,000円の減額補正となります。

歳出につきましては、1款総務費では介護認定審査会費内の過不足調整を行うほか、一般管理費に医療制度改革に伴う介護保険システム改修事業費を231万円追加計上するものであります。

2款保険給付費では、高額介護サービス給付費は272万7,000円増加しますが、介護予防サービス給付費は1億730万4,000円、地域密着型介護予防サービス給付費は1,166万4,000円、介護予防サービス計画給付費は797万7,000円、高額介護予防サービス給付費は278万6,000円、特定入居者介護予防サービス費は203万円それぞれ減少するため、差し引き1億2,903万4,000円減額補正をするものであります。

また、3款地域支援事業費は、介護予防特定高齢者施策事業費を614万4,000円、総合相談事業を350万円それぞれ減額し、合わせて964万4,000円減額いたします。

7款諸支出金には、老人保健事業介護保険特別会計負担分として一般会計繰出金を274万4,000円計上いたします。

これらのことで、歳出は差し引き1億3,362万4,000円の減額補正となります。

なお、介護保険システム改修事業費231万円は、事業実施が平成19年度となるため繰越明許となる

ものであります。

歳入補正額と歳出補正額を比較したとき、歳入に121万3,000円不足額が生じるため、歳出の8款予備費を減額することで歳出補正額を歳入補正額の1億3,483万7,000円とするものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億310万8,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 歳出のところの保険給付費、介護予防に関する金額が軒並み、介護予防サービス給付事業ももちろんですし、地域密着型の介護予防サービスの給付事業ももちろん、あと、高齢者介護予防サービス給付事業も特定入所介護予防サービス事業、軒並み減額補正になっております。

国は、この事業に期待をして介護保険の給付を抑制しようとしたわけですが、実際に当てが外れて、介護予防を利用する人が少なかった。だからといって、すぐに介護予防は効果がなかったというふうに判断するつもりはもちろんございませんけれども、実際に参加する人が少ないとか、国が予定していた特定高齢者の数ももちろん少なかったですし、予防給付に移行する人も国が予想していたものよりも下回っていると思います。この結果、今年度1年のところのこの数値から見て、介護予防に関しての取り組みというものが十分であったのか、それとも国が言っていた数字は余りにも安易な数値であったのか、その辺の分析というのはなされていますか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑に

お答えいたします。

取り組みが十分であったかどうかというのは、ちょっと大変難しいことなんですけれども、人数等で申し上げますと、特定高齢者約5%を見込んでおりましたので、1,000名ほどなんですけれども、実際のところ12月末で200名足らず、その中でも、サービス利用者が80人しかおらなかったということになります。新予防給付への移行が総体的に見まして約70%から50%ぐらいで推移していたということで、軒並み予防サービス給付費が落ち込んでいるわけですが、今後、ただいま申し上げましたように、特定高齢者の洗い出し等々を十分やる中で、高齢者に特定高齢者対象のサービスといいますか、そういったものを転換していければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 12番、早乙女順子君。

○12番（早乙女順子君） 国が介護保険の中で予防給付の中に移行させる、あと、特定高齢者を洗い出して、その方たちに予防の事業を行えば、介護保険の対象者となるのが遅くなるだろうと、その辺のところはわからないわけではないんですけれども、実際に具体的に行われているものというものが、何か現状とかけ離れているような実感も持ちました。

そして、この介護予防サービスの実施において、この数値を見て、来年度にどういうふうなことをこの数値から考えようとしているのかをちょっと聞かせていただきたいと思います。

特定高齢者のチェック項目をやったら該当する人がいなくなってしまうので、国の方ではそのチェック項目自体も見直すということにはなっているようなんですけれども、それとあわせて、こういう数値が出たときに、予防という部分のところは介護保険だけでやるのではなく、保険分野でも相当

やらなければいけない内容だと思うので、そちらとの連携というようなものをもう少し強化するというような考えをお持ちになっているかどうか、あわせて聞かせてください。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） ただいまの質疑にお答えいたします。

先ほど申しあげましたように、特定高齢者の洗い出し、そういったものを十分しなければならぬというふうを考えておりますし、大変この介護予防関係、制度的にわかりづらい、利用しにくい制度だというふうに理解をしております。高齢者にとって、十分サービスの利用ができるような制度として、保険者として十分対象者に説明等を行っていききたいというふうに考えております。

なお、保険、それから介護、福祉関係の庁内の連絡会議等も18年度、既に持っておりますので、19年度に向けてさらなる連携を深めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） ないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決するこ

とで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩をいたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎議案第3号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（高久武男君） 日程第17、議案第3号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第3号 平成18年度那須塩原市西塩簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案の説明を申し上げます。

議案書4ページ、議案資料9ページでございます。

今回の補正は、歳入において、簡易水道事業債の臨時措置適用に伴い一般会計繰入金で831万2,000円の減額と工事費の変更に伴い簡易水道事業債で1,600万円の減額を行い、基金繰入金で371万2,000円の増額を行うものであります。

歳出においては、配水管布設がえ工事費の変更

に伴い、工事請負費を2,060万円減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億481万円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。
質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
討論を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第3号については、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第4号及び議案第5号の上
程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。
日程第18、議案第4号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第5号）及び日程第19、議案第5号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の2件を

一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第4号及び第5号について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第4号 平成18年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書は5ページ、議案資料は10ページから11ページとなります。

今回の補正は、歳入において、1款分担金及び負担金で受益者負担金の猶予解除等により19万1,000円、使用料金の増収等により2款使用料及び手数料で1,019万9,000円、6款諸収入では、線下補償等により102万7,000円をそれぞれ増額する一方、下水道建設費の減により4款繰入金で2,499万円、7款市債で1,210万円をそれぞれ減額補正するものであります。

歳出においては、1款下水道管理費では受益者負担金前納報奨金を53万円増額する一方、各種業務委託の精算により委託料として139万円を減額し、2款下水道建設費では、事業費が確定したことなどにより1,830万4,000円を減額、さらに3款流域下水道費においても、流域下水道建設市町村負担額の確定により650万9,000円を減額したことにより、総額2,567万3,000円を減額補正するものであります。

これら補正により、予算総額を歳入歳出それぞれ36億9,037万7,000円とするものであります。

なお、下水道建設工事において、工事施工の調

整に不測の日数を要したこと、また、栃木県流域下水汚泥処理業務負担金の一部について年度内に事業の完了が見込めないことなどにより、計7,524万1,000円の繰越明許費の設定をするものがあります。

次に、議案第5号 平成18年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書は6ページ、議案資料は12ページとなります。

今回の補正は、保留地処分において当初の額に対し増額が見込まれるため、事業費の増額を計上したものであります。これにより、歳入で保留地処分に係る1款の事業収入で125万4,000円を増額計上いたします。

歳出では、125万4,000円を3款の予備費に充当し、次年度の公債費に充てるものであります。

これらにより、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億9,364万3,000円とするものであります。

また、予算の補正とあわせ物件移転補償費において、土地引き渡しの説得に不測の日数を要したため年度内完了が見込めないことから、繰越明許費2,200万円の設定を行ったところであります。

以上、2件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号及び議案第5号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第6号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、日程第20、議案第6号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第6号 平成18年度那須塩原市西那須野水道事業会計補正予算（第3号）について提案の説明を申し上げます。

議案書7ページ、議案資料13ページでございます。

今回の補正は、資本的収入において下水道整備事業費の変更に伴い補償金940万4,000円を減額し、補正後の予算額を3億2,354万9,000円とするものであります。また、資本的支出において石綿セメント管更新事業及び下水道工事関連事業費の変更に伴い、配水設備拡張費を4,480万3,000円減額し、補正後の予算額を5億7,468万9,000円とするものであります。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足

する額については、損益勘定留保資金をもって補てんするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第6号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号～議案第48号の

上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第21、議案第40号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更についてから日程第29、議案第48号 黒磯那須公設地方卸売市場組合規約の変更についてまでの9件を一括議題と

いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第48号までの9件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第40号から議案第48号までの9件につきまして、一括して提案のご説明を申し上げます。

議案書70ページから79ページまで、議案資料は89ページから99ページまでとなります。

まず、議案第40号 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、議案第41号 上河内町及び河内町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う財産処分について、議案第42号 栃木県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議案第43号 下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更についての4件につきましては、平成19年3月31日から上河内町及び河内町を廃し、その区域を宇都宮市に編入する廃置分合に伴い、各一部事務組合等を組織する地方公共団体の数を減少し、一部事務組合等の規約を変更すること並びに上河内町及び河内町が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務に係る財産処分及び地方自治法等の改正に伴い、栃木県市町村総合事務組合に会計管理者を設置するための規約の変更について関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法の規定により提案するものであります。

次に、議案第44号 那須地区広域行政事務組合規約の変更について、議案第45号 黒磯那須消防

組合規約の変更について、議案第46号 大田原地区広域消防組合規約の変更について、議案第47号 黒磯那須共同火葬場組合規約の変更について、議案第48号 黒磯那須公設地方卸売市場組合規約の変更についての5件につきましては、地方自治法の改正に伴い、それぞれの一部事務組合に会計管理者を設置するため、当該一部事務組合の規約の変更について関係市町と協議したいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、9件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（高久武男君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第40号から議案第48号までの9件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第20号～議案第22号の

上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りをいたします。

日程第30、議案第20号 那須塩原市新庁舎整備基金条例の制定についてから日程第32、議案第22号 那須塩原市那須野が原西部地区田園空間博物館施設条例の制定についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第22号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第20号から議案第22号の3件について、一括して申し上げます。

まず、議案第20号 那須塩原市新庁舎整備基金条例の制定について提案の説明を申し上げます。

那須塩原市における新庁舎の建設は、さきの合併協定や新市建設計画において那須塩原駅周辺に建設することが明示されております。また、建設の時期につきましては、合併特例債の活用を想定すると、合併後10年以内が一つの目安となると説明をいたしております。さらに、総合計画基本計画においても、将来の新庁舎の位置や規模などの検討を進めるとともに財源の確保を図ることとしています。

これらのことから、新庁舎の整備は向こう10年間を目途に目鼻をつけなければならない大きな問題であると考えております。しかしながら、建設中の塩原庁舎や黒磯庁舎、西那須野庁舎の現状、また財政状況等を考慮したとき、緊急に対応すべき事業というものでもありません。一方で、合併

時の約束事項ということや新庁舎の整備に要する費用等を勘案したとき、その備えも必要となります。

これらを総合的に勘案し、将来の新庁舎整備を整えるという観点から、新庁舎整備基金を創設し、その条例を整備するものであります。

次に、議案第21号 那須塩原市男女共同参画推進条例の制定について提案の説明を申し上げます。

本案は、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とし、市、市民、事業者の責務を明確にし、相互に協力、連携をして全市的取り組みを推進するとともに、基本的施策を明確にし、男女共同参画の推進に関する施策の継続性及び実効性を確保するため、男女共同参画推進条例を制定するものであります。

次に、議案第22号 那須塩原市那須野が原西部地区田園空間博物館設置条例の制定について提案の説明を申し上げます。

本議案は、平成12年度から農林水産省の補助を受け実施しておりました県営田園空間整備事業の完成により、すべての整備施設が本市に移管されることに伴い、その施設の設置と管理について条例を制定するものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第25号及び議案第27号

～議案第37号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第33、議案第25号 那須塩原市営バス設置条例の一部改正について及び日程第34、議案第27

号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第44、議案第37号 黒磯那須地区休日急患診療所設置条例の一部改正についてまでの12件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び議案第27号から議案第37号までの12件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第25号及び第27号から第37号までの12件につきまして、一括ご説明を申し上げます。

まず、議案第25号 那須塩原市営バス設置条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は36ページ、議案資料は60ページとなります。

本案は、塩原支所の移転に伴い条例で定める市営バス温泉街循環バス線の経由地にある「那須塩原市塩原支所」の名称を「塩原小学校入り口」に改めるためのものであります。

次に、議案第27号 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書は39ページから52ページ、議案資料は64から73ページとなります。

本案は、平成17年度の人事院勧告により国家公務員の給与制度において平均4.8%引き下げ、年功序列的な給与の上昇を抑制するなど50年ぶりの大改革が行われ、また、平成18年度の人事院勧告において、少子化対策として扶養手当の引き上げがなされたことを受け、本市の給与制度を国家公務員の制度に準じたものに改正し、さらに、自動

車利用による通勤手当について距離、区分を見直すため、条例の一部を改めるものであります。

次に、議案第28号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書は53から54ページ、議案資料は74、75ページとなります。

本案は、那須塩原市男女共同参画推進条例に規定する男女共同参画審議会委員、新たに委嘱することとなる都内に居住する収税嘱託員及び児童扶養手当法に規定する障害の状態を審査する児童扶養手当障害認定医について、その報酬額を定め、専任手話通訳者について業務をNPO法人に委託するため、その報酬を削り、黒磯那須地区休日急患診療所の名称を改めることに伴い、職員の名称を改め、あわせて当番医の報酬の額を改めるものであります。

次に、議案第29号 那須塩原市手数料条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書は55から57ページ、議案資料は76から78ページになります。

本案は、建築基準法の改正により一定の規模以上の建築物について、市の費用負担により構造計算の適合性の判定を栃木県知事に求めることになったこと及び栃木県知事の権限に属する事務の一部が移譲されることに伴い、徴収する手数料の額を定めるとともに、一部の事務が廃止になったことに伴い手数料の徴収を廃止するためのものであります。

次に、議案第30号 那須塩原市公民館条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書は58ページ、議案資料は79ページであります。

本案は、塩原公民館を塩原支所の新庁舎内に移転するため、条例に定めるその位置を変更するた

めのものであります。

次に、議案第31号 那須塩原市図書館条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書は59ページ、議案資料は80ページであります。

本案は、塩原支所の新庁舎内に新たに図書館分室を設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号 那須塩原市文化会館等条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書は60から61ページ、議案資料は81、82ページとなります。

本案は、黒磯文化会館の指定管理者制度の導入に伴い、職員についての規定を改め、あわせて条例中の字句の整理を行うものであります。

次に、議案第33号から議案第36号までをあわせてご説明を申し上げます。

議案書62ページから65ページまで、議案資料は83ページから86ページまでとなります。

那須塩原市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正、那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正、那須塩原市妊産婦医療費の助成に関する条例の一部改正、那須塩原市子ども医療費助成に関する条例の一部改正につきましても、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、各条例中の用語を整理し、また、入院時食事療養費を助成の対象外とし、さらに妊産婦医療費の助成については、国民健康保険法に規定する住所地主義の特例の適用を受けるものについて、保険者である当該市町村の助成対象者とするために条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号 黒磯那須地区休日急患診療所設置条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書は66、67ページ、議案資料の方は87、88

ページとなります。

本案は、この4月1日から黒磯那須地区休日急患診療所の従来の診療日に加え、新たな診療日として木曜日も開設するため、条例の一部を改正するものであります。

以上、12件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第7号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第45、議案第7号 平成19年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第7号 平成19年度那須塩原市一般会計予算について提案の説明を申し上げます。

議案書8ページ、議案資料14ページでございます。

まず、平成19年度の予算編成に当たりましての基本的な考え方を申し上げます。

平成17年度の当初予算は、新市としての実質的な最初の予算ということから、種まき・芽吹き予算という考え方で計画策定に関する予算などの計上に努めました。また、平成18年度の予算は平成17年度の予算で計画策定した事業の実施や耐震対策など、当面の懸案事項を解決することを基本に、安全で安心して暮らせる那須塩原市の実現を目指し、予算編成を行ったところであります。

合併後3回目となる平成19年度の当初予算は、事務事業推進のキーワードとして着実な前進を掲

げ、まず、初年度となる那須塩原市総合計画の具現化、2つ目には、行財政改革大綱に基づく集中行財政改革プランの履行、3点目には、平成17年度及び18年度に策定した部門別計画の着実な実施、そして、既に着手をしている継続事業の早期完成などの課題を解決し、住民の安心・安全の確保を含め、住民サービス及び住民満足度の向上に寄与する予算とすることを基本に編成したところであります。

これらを踏まえ策定した平成19年度一般会計当初予算額は、平成18年度の当初予算と比べ、率で6.3%、金額では25億7,000万円増の430億7,000万円であります。

この大きな伸びとなりました主な要因といたしましては、まず、事業の実施主体は那須地区広域行政事務組合となりますが、本体工事に取り組むことになる第2期ごみ処理施設整備事業関係で30億円を超える負担金を計上するほか、福祉関係では、西那須野及び箒根地区における高齢者の活動拠点となる高齢者能力活用センターの整備、農業の振興では、金沢、高阿津地区に橋梁を整備する県営農道整備事業負担金やむらづくり交付金事業の取り組み、また、道路の整備では、JRアンダー工事に着手する3・4・1本郷通りの整備や道整備交付金事業の実施、さらに、まちづくりでは西那須野地区まちづくり交付金事業や（仮称）西大和地区市街地再開発組合に支援を行う市街地再開発事業など、新市建設計画を踏まえ、策定した総合計画計上大規模事業が実施の本番を迎えることが挙げられます。

このほか、情報格差の解消を目指し光ファイバーによる高速大容量のネットワークを整備する公共ネットワーク等の整備事業や合併時の大きな課題である新庁舎の整備に備えるため、新たに新庁舎整備基金を設置するなど、前進のための予算配

分を行ったことによるものであります。

また、平成19年度は主にソフト事業に関し、できるだけ経費をかけずに職員の知恵と力により事業を実施する、いわゆるゼロ予算事業、本市では「創意・工夫事業」と呼びますが、この予算も計上いたしております。

主なものとしては、車座談議のほか市税及び国民健康保険税のコンビニ収納、那須塩原版環境マネジメントシステム策定による地球環境への負荷軽減、地元にも昔からあるそばの在来種、百村在来種とありますが、この品種の産地化とブランド化を進める（仮称）那須野秋そば生産振興事業や、団塊の世代を対象に新規就労支援を行う「あぐりらいふ事業」、さらには、水道水に関心を持ってもらうためのペットボトル製造事業や黒磯郷土館を活用した昔の遊び体験事業など、各部でそれぞれ工夫を凝らしたソフト事業を実施してまいりたいと思っております。

次に、平成19年度予算に関する主な事務事業がありますが、これにつきましては、先ほど市政運営方針の中で申し上げましたので省略をさせていただきます。歳出予算の性質別経費につきましては、その概要を申し上げます。

まず、義務的経費のうち人件費についてであります。共済費や退職手当組合に対する負担金では、負担率の改正により前年度と比べ増となっておりますが、職員数の減による職員給与費の減少で、人件費全体では対前年度比1億89万8,000円の減少となります。一方、扶助費においては障害者自立支援法事業や児童手当費の増加で対前年度比3億2,815万1,000円の増、また、公債費でも平成16年度及び17年度に借り入れた合併特例債の元金償還の影響で、対前年度比2億8,421万5,000円の増となります。

次に、投資的経費であります。補助事業費は

公共ネットワーク等の整備事業費の着手や3・4・1本郷通りの道路改良事業、市街地再開発事業などの拡充で対前年度比11億2,833万4,000円の増、また、単独事業費は塩原支所新庁舎建設工事の完了や市単独道路整備事業の減少などで前年度と比べ2億円を超える減額となります。

これらにより、投資的経費全体では、対前年度比9億7,313万5,000円の増が見込まれます。

このほかの経費で大きく伸びてくるものは、まず補助費等ではありますが、これは、那須地区広域行政事務組合に対する第2期ごみ処理施設整備事業負担金の大幅増によるものです。

また、積立金は、対前年度比1億1,171万4,000円の増となりますが、これは将来の新庁舎整備に備えるため、新たに新庁舎整備基金を設置し、1億円の積み立てを行うことによるものであります。

平成19年度予算は、ここに住んでよかったという住民満足度を高め、一歩でも前に進み、「人と自然がふれあう やすらぎのまち」を実現するための第一歩とすべくまとめたものであります。より一層努力をしてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思います。

なお、歳入歳出予算の具体的な内容につきましては、配付しております議案資料や予算執行計画書をごらんいただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第8号～議案第16号の上 程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第46、議案第8号 平成19年度那須塩原市

国民健康保険特別会計予算から日程第54、議案第16号 平成19年度那須塩原市墓地事業特別会計予算までの9件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第16号までの9件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第8号から第16号までの9件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第8号 平成19年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について提案のご説明を申し上げます。

議案書9ページ、議案資料37、38ページとなります。

国民健康保険は、医療保険制度の中核として極めて重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく寄与してきたところであります。しかしながら、国民健康保険は急速な高齢化の進行や疾病構造の変化、さらには医療技術の高度化等に伴う大幅な保険給付費の増加に加え、低所得者を多く抱えるなどの構造的な問題を有しております。

このような中にありまして、平成19年度予算は前期高齢者、退職被保険者の増加や市全体の経済動向等を勘案して編成したものであります。

まず、歳入につきましては、1款国民健康保険税に介護納付金分を含めて47億4,957万5,000円を計上いたしました。

次に、3款国庫支出金は、対前年度比で3%減の31億8,038万5,000円を計上いたします。

また、4款療養給付費等交付金には、退職被保

険者の増加により前年度比で68.2%増の22億8,061万1,000円を計上いたしました。

5款県支出金は4億7,234万9,000円の計上で、前年度に比べて5.5%の減を見込んでおります。

このほか6款共同事業交付金に11億2,253万4,000円を計上いたします。これは、平成18年度10月からの医療制度改革に伴い、県内全市町による財政安定化共同事業の実施に伴うものであります。

8款繰入金には、6億5,049万4,000円を計上いたします。

一方、歳出につきましては、予算総額の58.2%を占める2款保険給付費に前年度比で0.4%減の72億6,714万5,000円を計上いたします。これは、平成18年度の医療制度改革により診療報酬の改定及び受診者一部負担率の改正が行われたことによるものであります。

ほかに、主なものといたしまして、3款老人保健拠出金に21億4,282万8,000円を、また、4款介護納付金には介護保険利用の増加に伴う伸びを20%と見込み、11億850万5,000円をそれぞれ計上するものであります。

このほか5款共同事業拠出金には14億370万1,000円、また、6款保健事業費には3,747万9,000円を計上いたします。

これらにより、歳入歳出予算総額は対前年度比14.8%増の124億8,387万1,000円となります。

以上、平成19年度当初予算は収納率の向上を初めとする財源の確保はもとより、健康の保持増進、医療費の適正化など、できる限り歳出の抑制にも努めてまいります。

次に、議案第9号 平成19年度那須塩原市老人保健特別会計予算について提案のご説明を申し上げます。

議案書10ページ、議案資料は39ページとなりま

す。

老人保健の対象者は、平成14年10月の制度改正により経過措置として対象年齢の段階的引き上げが実施され年々減少していましたが、平成19年度から経過措置が終了し、増加に転じることとなります。また、1人当たりの医療費がふえていることから、医療諸費は増加傾向にあります。

歳入の主なものとして、1款支払基金交付金に前年度比0.8%減の38億3,339万2,000円、2款国庫支出金に前年度比8.5%増の23億206万4,000円、3款県支出金に前年度比8.3%増の5億7,363万5,000円、また、4款繰入金に前年度比8.4%増の6億2,422万5,000円を計上いたします。

歳出につきましては、1款総務費に前年度比48.3%増の5,810万8,000円を、2款医療諸費には総額の99.1%を占める72億7,770万7,000円を計上いたします。これは、前年度比較で3.3%増となっております。

これにより予算総額は、歳入歳出それぞれ対前年度比3.6%増の73億4,581万9,000円となります。

次に、議案第10号 平成19年度那須塩原市介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書11ページ、議案資料は40から41ページとなります。

介護保険制度は、昨年の予防重視型システムへの転換から2年目に入り、第3期介護保険事業計画の着実な実現に向けて円滑な事業運営を行うための予算を計上するものであります。

歳入の主なものは、1款保険料に65歳以上の高齢者からの第1号被保険者保険料として9億704万円を計上し、4款支払基金交付金は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で14億391万8,000円を計上し、そのほか公費負担分として3款国庫支出金に10億2,645万1,000円を計上するほか、5款県支出金に6億7,260万6,000円、7款繰

入金には介護給付費及び事務費に対する一般会計からの繰り入れ分と財政調整基金からの繰り入れ分など7億5,311万7,000円を計上するものであります。

一方の歳出は、1款総務費に職員人件費や保険料賦課徴収費、要介護認定に要する費用などで1億5,741万5,000円を計上し、2款保険給付費には、住みなれた地域で小規模な施設においてさまざまなサービスが受けられる地域密着型サービスや軽度者を対象とする介護予防サービスなどの給付費を加えて45億456万2,000円を計上、3款地域支援事業費は、要介護、要支援となるおそれのある高齢者を対象に市が独自に実施する介護予防事業、包括的支援事業、高齢者在宅生活安心確保事業を初め、地域の高齢者のさまざまな相談に対応し、総合的に支援する地域包括支援センター運営に要する経費などで9,481万7,000円を計上いたします。

これらにより、予算総額は歳入歳出それぞれ前年度比較で1億4,729万円増の47億6,358万3,000円とするものであります。

次に、議案第11号 平成19年度那須塩原市下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書は12ページ、議案資料は42から44ページとなります。

下水道事業特別会計予算の総額は歳入歳出とも33億5,107万4,000円であり、平成18年度当初予算計上額36億8,442万4,000円に比較し3億3,335万円、率にして9%の減となるものであります。

歳出は、1款下水道管理費においては、効率的な下水道経営を目指し、一般管理費、水洗化促進費の減、水処理センター費では塩原水処理センターの設備更新工事を着手するものの水処理センター維持管理について委託業務拡大による経費削減などにより、平成18年度より2,699万8,000円減の

5億8,799万6,000円を計上いたしました。

2款下水道建設費は、汚水では上厚崎、島方、三区町、西富山、石林、接骨木等の面整備を重点に、雨水では西那須野地区市街地の浸水対策のため太夫塚地内の幹線整備を進めますが、国庫補助対象事業の減により、昨年度に比較し3億6,077万6,000円減の5億7,362万5,000円、3款流域下水道費については、北那須浄化センターの沈砂池工事等による建設負担金の増により4,482万円増の2億4,047万5,000円を計上しています。

4款公債費では、元金の償還増により960万4,000円増の19億4,597万8,000円を計上し、5款予備費においては昨年と同額といたしました。

歳入は、1款分担金及び負担金で受益者負担賦課面積の増のため、平成18年度より503万2,000円増の4,580万3,000円とし、2款使用料及び手数料では452万5,000円増の8億4,858万6,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、補助事業の減により1億1,222万円減の1億7,615万円としております。

5款繰越金は昨年と同額とし、6款諸収入においては、消費税還付金の見込みを減として100万4,000円、7款市債でも建設費の縮減により1億6,820万円減の4億1,680万円計上いたしました。

4款繰入金は歳入歳出を同額とするよう18億5,773万1,000円といたしました。

那須塩原市総合計画の初年度として実施計画に計上された事業の実施と事業の効率化を目指したものであります。

次に、議案第12号 平成19年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書は13ページ、議案資料は45ページでございます。

平成19年度的那須塩原市農業集落排水事業特別

会計予算は、歳入歳出それぞれ8,678万9,000円を計上し、対前年比では6.1%の増となります。増額の主な理由としましては、東部地区の起債償還元金が増額したことによるものであります。

歳出の主な事業費では、1款管理費において業務手数料、業務委託料及び光熱水費等を南赤田地区、東部地区にそれぞれ計上し、対前年度比0.1%減の総額2,809万2,000円を計上するものであります。

また、2款公債費では南赤田地区、東部地区それぞれの元金償還分及び利子償還分を計上し、対前年度比9.5%増の総額5,819万7,000円を計上するものであります。

一方、歳入では1款分担金及び負担金に483万8,000円、2款使用料及び手数料に2,010万9,000円、4款繰越金に20万円、5款諸収入に27万3,000円をそれぞれ計上しておりますが、なおも財源が不足することから、3款繰入金に一般会計から6,136万9,000円を計上し、納入額は対前年度と比較し増となります。

次に、議案第13号 平成19年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書は14ページ、議案資料は46ページとなります。

本会計は保留地処分金及び一般会計からの繰入金等の事業収入を財源として、区画整理事業を実施しております。

歳入では、事業収入で保留地処分金2,566万円、一般会計からの繰入金804万円のほか、市債として地域開発事業債の借入金1億2,720万円などを計上いたします。

一方、歳出では、1款区画整理事業費に1億2,734万7,000円を計上いたしますが、工事請負費、物件移転補償金及び委託料等が主なものでありま

す。

2款公債費には、起債の償還元金及び償還利子として3,355万5,000円を計上いたします。

これらにより、予算総額は歳入歳出それぞれ1億6,090万2,000円となります。

次に、議案第14号 平成19年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書15ページ、議案資料47ページとなります。

本会計は、事業用地の先行取得を行うことで、公共事業の円滑で効率的な執行を図ることを目的に設置したものであります。

平成19年度は、平成7年度に取得した黒磯駅西口駅前広場周辺整備事業用地及び文化会館駐車場用地に関する償還が平成18年度で完了し、また、平成18年度に新たな用地の先行取得を行わなかったことから大きく減額となります。

具体的には、歳出予算は2款公債費に2,356万3,000円を計上し、平成13年度に取得した保健福祉施設用地及び平成14年度取得の市道松浦町稲村線用地の償還元金と利子の支払いを行います。この歳出に対する財源は全額一般会計からの繰入金となります。

このほか、歳入の事業収入と繰越金及び歳出の公共用地先行取得事業費と予備費は、今後の事業実施を考慮し、それぞれ科目存置としたものであります。

次に、議案第15号 平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書16ページ、議案資料は48ページとなります。

平成19年度那須塩原市温泉事業特別会計は、歳入歳出それぞれ5,615万5,000円を計上するもので、対前年度比では1.9%の増となります。

増額の主な理由は、県施行の中塩原バイパス建

設工事に伴い支障となる物件を改修することによるものであります。

歳出に主なものは、1款温泉事業管理費において、市営温泉事業、上・中塩原温泉管理事業の施設修繕料、業務委託料、光熱水費、施設整備基金積立金等で、対前年度比14.4%減の総額4,560万3,000円を計上するものであります。

また、2款温泉事業建設費については、工事請負費、用地購入費等に955万2,000円を計上するものであります。

一方、歳入の主なものは、2款事業収入の5,386万8,000円であります。

次に、議案第16号 平成19年度那須塩原市墓地事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書17ページ、議案資料49ページとなります。

本会計は、今後も引き続き予想される墓地事業にこたえるため、新たに赤田霊園に隣接して墓地を造成し、また、塩原温泉さくら公園墓地を含めて、適正な管理を行うための経費を計上するものであります。

歳入につきましては、事業収入として永代使用料60万円、管理手数料118万4,000円、一般会計からの繰入金2,654万9,000円、市債として5,990万円などを計上いたしました。

歳出の主なものは、事業費として赤田霊園造成の工事請負費が5,999万7,000円、公債費として償還元金、利子あわせて2,622万9,000円、予備費として40万円を計上し、予算総額は歳入歳出それぞれ8,833万5,000円となります。

以上、9件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

—————◇—————

◎議案第17号及び議案第18号

の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第55、議案第17号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計予算及び日程第56、議案第18号 平成19年度那須塩原市水道事業会計予算の2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号及び議案第18号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第17号から議案第18号の2件について、一括申し上げます。

まず、議案第17号 平成19年度那須塩原市簡易水道事業特別会計予算について提案の説明を申し上げます。

平成19年度の歳入につきましては、過去の実績を勘案いたしまして年間有収水量35万9,296^mとし、料金収入等で3,603万3,000円を計上したほか、財産収入13万9,000円、一般会計繰入金等で2,249万7,000円、配水管布設がえ及び舗装復旧に伴う施設整備等の市債として1億7,430万円、分担金及び負担金、諸収入等を計上いたしております。

一方、歳出につきましては、水道事業費に職員給与費、一般事務費、徴収事務費、施設管理費及び施設整備費で2億2,374万4,000円を計上し、そのほか積立金14万1,000円、公債費729万7,000円、予備費180万円を計上いたしております。

これらにより、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,298万2,000円とするものであります。

次に、議案第18号 平成19年度那須塩原市水道

事業会計予算について提案の説明を申し上げます。

議案書19ページ、議案資料51ページでございます。

地方公営企業法は、その年度の目標として業務の予定量並びにこれらに関する収入及び支出の大綱を定めるよう規定しております。平成19年度においては、この業務量を給水戸数4万4,125件、年間総給水量1,272万2,000立方メートル、1日平均給水量3万4,855立方メートル、主な建設改良事業15億6,311万円と定め、予算を編成したものであります。

収益的収入につきましては、営業収益の主なものとして、給水収益23億6,479万8,000円並びに水道加入金5,070万3,000円、消火栓維持管理費負担金996万5,000円等の収益を計上し、営業外収益の主なものとしては、下水道使用料、賦課徴収事務委託料等の雑収益3,275万1,000円等で、収入合計25億113万9,000円を計上いたします。

一方、歳出においては、営業費用の主なものとして、職員給与費2億641万8,000円、北那須水道受水費6億3,854万6,000円、上下水道料金関係業務委託料7,232万3,000円、配水管等漏水修理費5,450万円、浄水施設等の修繕費として2,442万1,000円、施設維持管理業務等の委託料1億5,972万9,000円等であります。

このほか、減価償却費5億6,560万7,000円を計上し、また、営業外費用としては企業債の支払利息2億7,943万2,000円等を計上し、収益的支出の総額を22億8,728万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入は、老朽管更新工事等に係る企業債として9億4,130万円のほか、負担金1億2,671万5,000円、国庫補助金1億3,000円等を計上し、資本的収入の総額を12億363万9,000円といたします。

支出につきましては、建設改良費として浄水設

備費9,588万9,000円、配水設備拡張費14億6,722万1,000円、量水器費272万2,000円、企業債償還金4億5,672万2,000円、さらに、事業統合にかかわる認可申請委託料としての開発費4,520万円等を計上し、資本的支出の総額を20億7,515万4,000円とするものであります。

支出に対しまして収入が不足する8億7,151万5,000円は、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、積立金より補てんいたします。

厳しい財政状況下であります。公営企業法の原則である経済性の発揮と水の安定供給並びに事業の健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第38号の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、日程第57、議案第38号 訴えの提起についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助役。

○助役（坪山和郎君） それでは、議案第38号 訴えの提起について提案のご説明を申し上げます。

議案書は68ページとなります。

本案は、市営住宅家賃滞納者訴訟要項第5条に基づき、宇都宮地方裁判所大田原支部に対して滞納家賃の支払い及び市営住宅の明け渡しの訴えを提起するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

継続的に家賃滞納者の一掃を図るとともに、社

会的公正、法秩序の維持を図ってまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。

◇

◎議案第39号及び議案第49号

の上程、説明

○議長（高久武男君） 次に、お諮りいたします。

日程第58、議案第39号 第1次那須塩原市総合計画について及び日程第59、議案第49号 国土利用計画那須塩原市計画についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号及び議案第49号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 議案第39号、議案第49号の2件について、一括して申し上げます。

まず、議案第39号 第1次那須塩原市総合計画について提案の説明を申し上げます。

議案書69ページでございます。

本案は、第1次那須塩原市総合計画について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

那須塩原市における平成19年度から平成28年度までの10年間のまちづくりの指針となる第1次総合計画につきましては、昨年度から策定に取り組んでまいりましたが、このたびの9回にわたる総合計画審議会における審議も終了し、別冊原案の

とおりとまとめることができました。

基本構想の骨格な運営につきまして申し上げますと、基本理念については、市民との協働によるまちづくり、効率的、効果的な行政運営による自立したまちづくり、安全に安心して暮らせるまちづくり、個性が輝くまちづくりの4つを掲げ、市の将来像は新市建設計画を踏襲し、「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原市」といたしたところであります。

なお、今回の基本構想とともに、平成19年度から23年度までの5カ年間の前期基本計画についても同様に策定をしており、7つの基本政策のもとに38の基本施策を掲げているところであります。

今後は、この第1次那須塩原市総合計画を着実に推進しながら、11万5,000市民の期待にこたえてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第49号 国土利用計画那須塩原市計画について提案の説明を申し上げます。

議案書80ページでございます。

本案は、国土利用計画那須塩原市計画について、国土利用計画法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この計画は、平成28年度を目標年次として市の土地利用に関する基本的な考え方を示したもので、関連する諸計画の指針となる計画であります。計画の策定に当たりましては、土地利用計画策定懇談会を設置し、さまざまな観点からの意見をいただきながら、慎重な協議を重ね、このたび別冊の原案のとおり取りまとめるに至ったところであります。

計画の主な内容は、市の土地利用に関する基本理念、利用目的や地域別の土地利用の基本構想、計画の達成に向けた措置の概要などで、国土利用計画栃木県計画や市の総合計画との整合性を図っ

たものであります。

今後は、この国土利用計画那須塩原市計画を指針といたしまして、計画的な秩序ある土地利用を推進してまいりたいと考えております。

以上2件につきまして、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

○議長（高久武男君） 説明が終わりました。



◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時08分